

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：島田市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.11%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.41%
全職員	65.95%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0%
本庁課長相当職	94.32%
本庁課長補佐相当職	97.64%
本庁係長相当職	95.66%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.06%
31～35年	90.51%
26～30年	92.48%
21～25年	88.18%
16～20年	93.36%
11～15年	95.90%
6～10年	95.84%
1～5年	88.63%

【説明欄】

扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給しており、男女の給与の差に影響を与えている。

扶養手当の支給者に対する女性の割合は23.92%、住居手当の支給者に対する女性の割合は63.48%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。